

浜松市煙火届出事務処理要領

平成 29 年 4 月 1 日

浜消局達第 233 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、浜松市火災予防条例(昭和 37 年浜松市条例第 17 号。以下「条例」という。)第 45 条第 2 号の煙火の打上げ又は仕掛けの届出(以下「煙火の届出」という。)の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)をいう。
- (2) 省令 火薬類取締法施行規則(昭和 25 年通商産業省令第 88 号)をいう。
- (3) 条例 浜松市火災予防条例(昭和 37 年浜松市条例第 17 号)をいう。
- (4) 細則 浜松市火薬類取締法施行細則(平成 12 年浜松市規則第 73 号)をいう。
- (5) 要綱 浜松市火薬類事務処理要綱(平成 29 年 4 月 1 日付け浜消局達第 231 号)をいう。
- (6) 煙火 法第 2 条第 1 項第 3 号へに規定する火工品であって、観賞、信号又は演劇等の効果の用に供するものをいう。
- (7) 保安距離 省令第 56 条の 4 第 4 項第 1 号の規定による安全な距離をいい、別表 1 - 1 から別表 2 までの保安距離欄の距離をいう。
- (8) 保安物件 煙火消費場所から(7)に規定する保安距離を確保する必要がある通路、人の集合する場所及び建物等をいう。

具体的には、通路とは一般公衆の交通のために設けた道路をいい、人の集合する場所とは公園及び遊園地等をいい、建物等とは住居、学校、病院、危険物許可施設及び高圧ガス許可施設等危害防止措置が必要なものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 交通規制について道路管理者の同意が得られる道路で立入禁止の措置をとるもの

イ 公園、遊園地等で立入禁止の措置をとり、かつ警戒人の配置をする部分

(届出を要する煙火の消費)

第 3 条 法第 25 条第 1 項ただし書の規定により、許可を受けずに消費することのできる煙火で、煙火の届出を要するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 観賞又は信号用の煙火のうち、消費地において 1 日の消費が次のアからエまでのいずれかに該当するもの

ア 球状の打揚煙火

(ア) 外殻の直径 6 センチメートル以下のもの

5 0 個以下

(イ) 外殻の直径 6 センチメートルを超え 1 0 センチメートル以下のもの

1 5 個以下

(ウ) 外殻の直径 1 0 センチメートルを超え 1 4 センチメートル以下のもの

1 0 個以下

イ 焰管 2 0 0 個以下の仕掛煙火

1 台以下

ウ スモーククラッカーを除く爆発音を出す筒物（筒物 1 個が火薬 1 グラム以下爆薬 0 . 1 グラム以下のもの）

3 0 0 個以下

エ 爆竹（爆竹 1 個が、1 本の火薬 1 グラム以下爆薬 0 . 1 グラム以下の筒物 3 0 本以下で連結されているもの）

3 0 0 個以下

(2) 映画、演劇等の効果用の煙火のうち、消費地において 1 日の消費が、次のアからオまでのいずれかに該当するもの

ア 原料をなす火薬又は爆薬の量が、1 個 1 5 グラム以下の煙火

5 0 個以下

イ 原料をなす火薬又は爆薬の量が、1 個 1 5 グラムを超え 3 0 グラム以下の煙火

3 0 個以下

ウ 原料をなす火薬又は爆薬の量が、1 個 3 0 グラムを超え 5 0 グラム以下の煙火

5 個以下

エ 発煙筒又は撮影用照明筒

無制限

オ 爆薬（爆発音を出すためのもの）0 . 1 グラム以下の煙火

無制限

（届出書の受付等）

第 4 条 煙火の消費地を管轄する消防署長は、前条の規定による届出があったときは、当該届出書の記載内容について、保安距離が確保されていることその他省令第 5 6 条の 4 に規定する煙火の消費基準に適合していることを確認するものとする。

2 消費場所が、屋外ステージで行うコンサート会場の場合等、条例第 2 3 条第 1 項の規定による消防長が指定する場所に該当するときは、指定場所における行為承認申請について指導すること。

(立入検査、処分及び事故報告等)

第5条 本要領に定めがあるもののほか、火薬類に関する立入検査、処分及び事故発生の報告等については要綱に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表第 1 - 1 許可を要さない数量の煙火の種類による保安距離（仕掛煙火）

用途及び数量	内容 (煙火の例)	保安距離
(1) 200個以下の焰管を使用した仕掛煙火 1台以下	枠仕掛 綱仕掛 車花火	人に対して5m 以上及び保安物 件に対して3m 以上
(2) 爆竹（点火によって爆発音を出す筒物を連結したものであってその本数が30本以下のものに限る。）であってその1本が火薬1g以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g以下の煙火 300個以下	爆竹仕掛	
(3) ファイヤークラッカーその他の点火によって爆発音を出す筒物（スモールクラッカーを除く。）であって火薬1g以下、爆薬（爆発音を出すものに限る。）0.1g以下の煙火（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によって発火するものを除く。） 300個以下	爆音仕掛	
	複合仕掛	
<p>備考</p> <p>1 枠仕掛とは、絵や文字を型どった木枠等に焰管を取り付け、速火線で一斉に点火して絵や文字を現すもの</p> <p>2 綱仕掛とは、仕掛けに用いる焰管をロープ等に間隔をおいて吊るし、ロープを水平に延長し、又は山型にロープを張ったもので、速火線で一斉に点火して火の粉を滝状に現すもの</p> <p>3 無許可で消費することができる車花火とは、中心部を固定した車輪状又は十字枠等の外周に、火薬を充填した焰管を取り付けて動力として回転し、噴出する火の粉や色火を見せるもの</p> <p>4 爆竹仕掛とは、爆竹を用いて音響効果を出すもの</p> <p>5 爆音仕掛とは、爆発音を出す筒物等（爆竹を除く。）を用いて音響効果を出すもの</p> <p>6 複合仕掛とは、1から5までを組み合わせたもの又は条件等を満たすもので1から5までに含まれないもの</p> <p>7 保安距離欄に掲げる「人」とは、関係人以外をいう。</p> <p>8 仕掛煙火は、(1)から(3)の区分ごとに各1台ずつ無許可消費できる。</p>		

別表第 1 - 2 許可を要さない数量の煙火の種類による保安距離（打揚煙火）

用途及び数量		保安距離
(1)外殻の直径が6 c m以下の球状のもの	5 0 個以下	別表第 2 打揚煙火 の種類による保安距 離による距離
(2)外殻の直径が6 c mを超え、1 0 c m以下の球状のもの	1 5 個以下	
(3)外殻の直径が1 0 c mを超え、1 4 c m以下の球状のもの	1 0 個以下	
備考 打揚煙火は、(1)から(3)の区分ごとに、それぞれ無許可消費できる。		

別表第 1 - 3 許可を要さない数量の煙火の種類による保安距離（演出効果用煙火）

用途及び数量		保安距離	
映画若しくは 放送番組の制 作、演劇、音 楽その他の芸 能の公演、ス ポーツの興行 又は博覧会そ の他これに類 する催しの演 出効果に供す るもの（打揚 煙火を除く。）	煙火 1 個の原料を なす火薬若しくは 爆薬の量	1 5 g 以下のもの 5 0 個以下	人に対して 5 m 以上及び保安 物件（屋内の場合は、可燃物 をいう。）に対して 3 m 以上 （注）条例第 2 3 条の規定に ついても考慮すること。
		1 5 g を超え、3 0 g 以下のもの 3 0 個以下	
		3 0 g を超え、5 0 g 以下のもの 5 個以下	
	発煙筒、撮影用照明 筒若しくは爆薬(爆 発音を出すもの) 0 . 1 g 以下の煙火	無制限	人及び保安物件（屋内の場合 は、可燃物をいう。）に対して 3 m 以上 （注）条例第 2 3 条の規定に ついても考慮すること。
備考 1 保安距離欄に掲げる「人」とは、関係人以外をいう。 2 演出効果用煙火については、煙火の仕様、消費現象を十分に考慮し安全な保安距離とすること。			

別表第2 打揚煙火の種類による保安距離

玉の呼称及び大きさ		ぼか物		割物	
玉の号数	玉の外径 (cm)	総重量 (kg)	保安距離	総重量 (kg)	保安距離
2.5号	7.0	0.08	30m以上	0.12	30m以上
3号	8.6	0.15	30m以上	0.23	50m以上
4号	11.4	0.26	40m以上	0.55	60m以上
5号	14.2	0.50	50m以上	1.10	80m以上
6号	17.0	0.90	70m以上	1.8~2.0	100m以上
7号	19.7			2.7~3.0	130m以上
8号	22.5			4.0~4.5	150m以上
10号	28.4			6.5~9.0	180m以上
15号	43.0			25.0	230m以上
20号	57.0			45.0~60.0	300m以上
30号	85.4			200.0~250.0	600m以上
備考					
玉の外径、総重量は概ねの数値とする。					

第9号様式（第16条関係）

煙 火 打 上 げ
仕 掛 け 届 出 書

年 月 日	
(あて先) 浜松市 消防署長	
届出者 住所又は所在地 氏名又は名称及 び代表者氏名	
打上げ 仕掛け	予定日時
打上げ 仕掛け	場 所
周 囲 の 状 況	
煙 火 の 種 類 及 び 数 量	
目 的	
そ の 他 必 要 な 事 項	
打上げ に直接従 仕掛け 事 する責任者の氏名	
受 付 欄	経 過 欄

添付書類 打上げ場所又は仕掛け場所の略図

(記載上の注意)

- 1 届出事項を で囲むこと。
- 2 周囲の状況欄には、打上げ又は仕掛け場所から保安物件(人が出入りし、勤務し、又は居住する家屋等)までの距離等を記入すること。
- 3 煙火の種類及び数量欄には、打上げにあつては煙火の直径又は号数、仕掛けにあつては名称、種類、焰管数、火薬又は爆薬量等を記入すること。
- 4 その他必要な事項欄には、消火設備の概要その他参考事項を記入すること。
- 5 印欄は、記入しないこと。
- 6 届出書は、1部提出すること。

参考例 1 花火等の打上げ許可申請書（東京空港事務所から入手）

花火の打揚げ許可申請書

年 月 日

東京空港事務所長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名	
緊急に連絡を要する場合の連絡先及び電話番号	

航空交通管制圏等において、花火等を打ち上げることについて、航空法第99条の2第1項ただし書の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

打上げの目的		
打 ち 上 げ の 概 要	花火等の種類及び名称	
	打上げ予定日時 (延期の期日を含む。)	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
	打上げ場所	
	花火等の数量及び規格	
	最大到達高度	
	落下予定場所及び日時	
	気象条件	
その他参考となる事項		

(注1) その他参考となる事項の欄には関係管制機関の長とロケット等の打上げ方法等に関して調整を行った場合の当該調整結果(必要に応じ、相互確認書を添付すること。)等を記載すること。

(注2) 日時及び打揚げ数は、詳細(何時に何発打揚げる等)に記載のこと。

(注3) 打揚げ場所と飛行場との位置関係図を添付すること。

参考例2 花火の打上げ通報書（東京空港事務所から入手）

花火の打上げ通報書

年 月 日

東京空港事務所長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名	
緊急に連絡を要する場合の連絡先及び電話番号	

花火を打上げを行いたいので、航空法第99条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり通報します。

記

打 ち 上 げ の 概 要	花火等の種類及び名称	
	打上げ予定日時 (延期の期日を含む。)	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
	打上げ場所	
	花火等の数量及び規格	
	最大到達高度	
	落下予定場所及び日時	
	気象条件	
その他参考となる事項		

(注1) その他参考となる事項の欄には関係管制機関の長とロケット等の打上げ方法等に関して調整を行った場合の当該調整結果(必要に応じ、相互確認書を添付すること。)等を記載すること。

(注2) 日時及び打揚げ数は、詳細(何時に何発打揚げる等)に記載のこと。

(注3) 打揚場所と飛行場との位置関係図を添付すること。